

令和元年度第8回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月5日(火)午後1時30分から午後2時52分

2. 開催場所 三次市役所 6階 603号室

3. 出席委員(19人)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 有重 貢 | 2番 池本 秀雄 | 3番 上田 憲昭 | 4番 大前 万寿美 |
| 5番 近藤 幸恵 | 6番 田村 弘文 | 7番 寺重 茂晴 | 8番 西田 峯雄 |
| 9番 橋本 正二 | 10番 橋本 洋資 | 11番 林 敏明 | 12番 平尾 敏之 |
| 13番 平田 真一 | 14番 廣瀬 勝秀 | 15番 福田 博之 | 16番 藤川 範雄 |
| 17番 箕田 英紀 | 18番 向井 泰治 | 19番 桃田 義文 | |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第30号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第31号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

議案第40号 農地法第3条

議案第41号 農地法第4条第1項

議案第42号 農地法第5条第1項

議案第43号 農地転用事業計画変更

議案第44号 農用地利用集積計画

議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第8回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、橋本正二委員、林委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和元年度第8回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 30 号から報告第 31 号までの 2 件です。

議案が、議案第 40 号から議案第 45 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 30 号及び報告第 31 号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第 30 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 4 件ご報告いたします。

内容は、10 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書の 1 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 31 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 7 件ご報告いたします。

内容は、10 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書の 2 ページから 7 ページに掲載していますので、ご一読ください。報告については以上です。

議長 報告第 30 号及び報告第 31 号を報告いたしました。

報告 2 件について、質問があればどうぞ。

（質疑なし）

議長 議案第 40 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 6 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 57 土地の所在が、吉舎町安田_____, ほか 2 筆、地目は、田が 1 筆で、893 m²、畑が 2 筆で、415 m²、面積の合計が 1,308 m²、譲渡人が、兵庫県姫路市本町_____, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町安田_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 8,847 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は遠方に住まわれており、帰ってくることもないため、現在耕作してもらっている譲受人に相談し話がまとまりました。譲受人は 4 年ほど申請地を耕作されおり、問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 57 を決めます。

次に申請番号 58 の説明を求めます。

係 長 申請番号 58 土地の所在が、布野町上布野_____, 地目は田で、面積が 132 m², 譲渡人が、兵庫県明石市鷹匠町_____, ●●●●さん, 譲受人が、東広島市西条町吉行_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 1,628 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は遠方に住まれ、高齢で、後継者もいないため、全ての土地を処分したいと思われていました。譲受人は現在申請地を耕作、管理しており問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 58 を決めます。
次に申請番号 59 の説明を求めます。

係 長 申請番号 59 土地の所在が、甲奴町西野_____, 地目は田で、面積が 291 m², 譲渡人が岡山県倉敷市笹沖_____, ●●●●さん, 譲受人が、甲奴町西野_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 12,744.52 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は遠方に住まれ管理できないことから話がまとまりました。申請地は、以前から譲受人が耕作されてきました。機械の保有状況等問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 59 を決めます。

申請番号 60 は、平田委員の親族に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、平田委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（平田委員退席）

議 長 申請番号 60 について、事務局から説明を求めます。

係 長 申請番号 60 土地の所在が、上田町_____, 地目は田で、面積が 1,226 m², 譲渡人が、広島市安佐南区相田_____, ●●●●さん, 譲受人が、上田町_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 4,684 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲渡し人は高齢で遠方に住まわれているため、管理耕作ができません。譲受人は申請地で、ニンニクや薬草の栽培を計画されています。問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 60 を決めます。
それでは、平田委員に入室いただいでください。

（平田委員着席）

議 長 申請番号 60 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 61 の説明を求めます。

係 長 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。

申請番号 61 の対象農地が 2 筆ありますが、その内の 1 筆、上段に記載の甲奴町小童_____については、申請を取り下げられましたので、削除してください。また、これに伴い、下欄の合計も変更になります。畑が 2 筆で 729 m²となっていますが、1 筆で 321 m²となります。その下の計についても同様ですので併せてご訂正ください。

申請番号 61 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は畑で、面積が 321 m², 譲渡人が、福山市駅家町_____, ●●●●さん, 譲受人が、府中市上下町矢多田_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 5,751 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は遠方に住まれ、高齢のため経営を縮小したいと相談され話がまとまりました。譲受人は機械等全て揃えられ、自宅からも 10 分程度で問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 61 を決めます。
次に申請番号 62 の説明を求めます。

係 長 申請番号 62 土地の所在が、和知町_____, ほか 3 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 7,140 m²、譲渡人が高杉町_____, ●●●●さん、譲受人が、三良坂町仁賀_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 8,025 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 譲受人は相続で突然農地を取得され困っておられたところ、遠い親戚である譲受人を紹介され話がまとまりました。譲受人は隣町で広く営農をされており、問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 40 号「農地法第 3 条」については、申請番号 57 から申請番号 62 までを異議なしと決めます。
議案第 41 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 41 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 43 土地の所在が、西酒屋町_____, 地目は田で、面積が 982 m²、申請人が、西酒屋町_____, ●●●●さん、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は 20 年近く不作付地でありました。太陽光発電設備の設置によって周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 43 を決めます。

次に申請番号 44 の説明を求めます。

係 長 申請番号 44 土地の所在が、三良坂町三良坂_____, ほか 1 筆, 仮換地地番_____, ほか 1 筆, 地目はすべて田で, 面積の合計が 1,000 m², 仮換地面積の合計が, 624 m², 申請人が, 東京都練馬区富士見台_____, ●●●●さん, 申請内容は, 宅地造成です。

申請地は, 都市計画法の用途地域内にあることから, 第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は, 三良坂土地区画整理事業用地内の農地で, 事業に沿った転用計画になります。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決めます。

議案第 41 号「農地法第 4 条第 1 項」については, 申請番号 43 及び申請番号 44 を異議なしと決めます。

議 長 議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

申請番号 59 と申請番号 60 は関連がありますから, 合わせて議案としたいと思ひます。事務局から一括して説明してください。

係 長 議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 8 件, ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 59 と申請番号 60 の譲受人は, 向江田町_____, 宗教法人 ●●●●, 申請内容は, 駐車場の整備です。

申請番号 59 土地の所在が, 向江田町_____, 地目は田で, 面積が 462 m², 譲渡人が, 東広島市西条中央_____, ●●●●さんです。

申請番号 60 土地の所在が, 向江田町_____, 地目は田で, 面積が 287 m², 譲渡人が, 向江田町_____, ●●●●さんです。

本 2 件の申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。法定外公共物改築申請許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 お寺の駐車スペースが少ないため, 市道わきへの駐車などで通行の支障となっていたため, 農地の寄付を受けて駐車場に転用されるものです。申請地は長く不作付地となっていました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 59 と 60 を決めます。
次に申請番号 61 の説明を求めます。

係 長 申請番号 61 土地の所在が、布野町上布野_____, 地目は畑で、面積が 55 m²,
譲渡人が、広島市安佐北区倉掛_____, ●●●●さん, 譲受人が、布野町上布
野_____, ●●●●さん, 申請内容は、駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるこ
とから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲受人が相続で取得した農地ですが、相続前から長く駐車場として利用されていま
した。顛末書が提出されています。今回、隣地に倉庫を持つ譲受人が引き続き、駐車
場として活用されます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 61 を決めます。
次に申請番号 62 の説明を求めます。

係 長 申請番号 62 土地の所在が、三次町_____, ほか 1 筆, 地目はすべて田で、面積
の合計が 3,091 m², 貸主が、三次町_____, ●●●●さん, 借主が、庄原市西本
町_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は、駐車場及び資材置場の整備です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人が建築予定の店舗の駐車場、資材置場として活用するものです。排水計画、
周辺農地への影響等問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 62 は許可妥当として処理諮問いたします。これは 3,000
m²以上の転用であるためです。
次に申請番号 63 の説明を求めます。

係 長 申請番号 63 土地の所在が、十日市東_____, 現況地目は宅地で、面積が 89 m²,
貸主が、十日市東_____, ●●●●さん, 借主が、十日市東_____, ●●●●さ

ん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は市内に居住されていますが、申請地に一般住宅を建築されるものです。周辺農地への影響はありません。排水計画も問題ありません。審議のほどよろしく願います。なお、農地が庭として活用されていたので、始末書が提出されています。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号63を決めます。
次に申請番号64の説明を求めます。

係 長 申請番号64 土地の所在が、高杉町_____, 地目は畑で、面積が241㎡、譲渡人が、高杉町_____, ●●●●さん、譲受人が、十日市東_____, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地に一般住宅を建てることによって周辺への影響はありません。埋蔵文化財については教育委員会と協議中です。排水計画も問題ありません。他の農地への影響もありません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号64を決めます。
次に申請番号65の説明を求めます。

係 長 申請番号65 土地の所在が、十日市南_____, 地目は田で、面積が1,279㎡、譲渡人が、十日市中_____, ●●●●さん、譲受人が、東広島市西条町下見_____, ●●●●株式会社、申請内容は、共同住宅の建築です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲渡人は耕作を行っておられません。後継者もないため土地の有効活用を検討さ

れていましたが、この度譲受人と話がまとまりました。排水計画、周辺農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 65 を決めます。
次に申請番号 66 の説明を求めます。

係 長 申請番号 66 土地の所在が、作木町香淀_____, 地目は畑で、面積が 109 m², 貸主が、作木町香淀_____, ●●●●さん, 借主が、作木町香淀_____, ●●●●さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請人は親子です。同居中ですが、子どもの成長に伴い手狭となったため、一般住宅を建築されるものです。河川改修工事および道路改良工事の際に埋め立て嵩上げされており、顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 59 から申請番号 61, 及び申請番号 63 から申請番号 66 を異議なしと決し、申請番号 62 を許可妥当として処理諮問します。
議案第 43 号「農地転用事業計画変更」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 43 号「農地転用事業計画変更」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 1 土地の所在が、作木町光守_____, ほか 1 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,163 m², 申請人が、作木町光守_____, 株式会社 ●●●●です。

本件は、平成 28 年 2 月 19 日付で農地法第 5 条第 1 項許可した案件について、転用目的を「資材置場」から「車両置場、資材置場及び倉庫」に変更しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 資材置場として転用許可を受けた場所へ、林業用機械、車両等の格納庫を変更申請

なしに行ったとして始末書が提出されています。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 43 号「農地転用事業計画変更」について、申請番号 1 を異議なしと決めます。

議案第 44 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 44 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

20 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

上から順にご説明します。

基盤強化法第 19 条に基づく所有権移転が、1 件で 629 m²、基盤強化法第 19 条に基づく賃借権設定が、5 件で 11,043 m²、基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得に基づく賃借権設定が、2 件で 6,595 m²、合計が、8 件で 18,267 m²です。

この内、農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、本農業委員会では初めての取り扱いとなるため、概要をご説明します。

これは、所有権移転申出に基づき農用地利用集積計画を定め、同法第 19 条に定める公告により所有権移転を行うものです。14 ページをお開きください。

本件農地は、●●●●さんが、農地中間管理機構へ利用権設定を行い、中間管理機構から、農事組合法人 ●●●●、に配分されているものです。現在設定されている利用権を解約せずに、当該法人の組合員である、●●●●さんへ、所有権を移転しようとするものです。これは、農地所有適格法人の組合員（この場合、●●●●さん）が、農地中間管理機構に利用権を設定するための所有権移転で、さらに中間管理機構が当該法人へ配分する場合として、例外的に認められているものです。

その他の申請については、15 ページから 19 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第 44 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 44 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、22 ページの照会に対して、30 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、23 ページをご覧ください。布野町東地区の農地について、認定新規就農者である●●●●さんに農地 2 筆、3,957 m²を転貸するものです。26 ページをご覧ください。吉舎町海田原地区の農地について、認定新規就農者である株式会社●●●●に農地 11 筆、2,638 m²を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、12 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 603 会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第 8 回農業委員会総会を終了します。